

手工芸品販売要綱

(目的)

第1条 この東松島市道の駅手工芸品販売要綱（以下、「要綱」という。）は、東松島市道の駅に設置する物販施設（以下、「施設」という。）において販売する手工芸品について必要な事項を定め適正な運営に資することを目的とする。

(運営主体)

第2条 施設は株式会社東松島観光物産公社（以下、「会社」という。）が運営する。

(販売者登録)

第3条 手工芸品の出品者は、施設に手工芸品販売者登録しなければならない。
2 出品者は個人もしくは法人とする。

(手数料)

第4条 販売価格（消費税及び地方消費税の額を除く）の20%とする。
2 バーコードシールを1枚1円で購入する。

(出品者の条件)

第5条 出品者は、出品物に対する責任を負い、出品物に対して返品または苦情等があった場合は、購入者に対して誠意をもって対応するものとする。
2 出品物に関して以下の条件を厳守すること

- (1) ハンドメイド作品であること
- (2) 商用利用を禁じられている素材を使用していないこと
- (3) 意匠権、商標権、著作権等第三者の知的財産権を侵害しないもの
- (4) ブランド品の一部や包装用具等を加工した物でないこと
- (5) ブランド品と誤認・混同するおそれがある物でないこと
- (6) 偽ブランド品、模造品・海賊版（違法コピー商品等）はでないこと
- (7) 許可なくキャラクターを使用したもの、模倣していないもの
- (8) 麻薬、毒物等の禁制品、武器類、火薬類、ポルノ、医薬品でないこと
- (9) 各種関連法令に違反していないもの

(精算)

第6条 販売代金は、手数料を控除後精算するものとする。
2 販売代金は月末締め、翌月15日払いを原則として出品者の指定する口座に振り込む。
3 振込み日は金融機関の休日にあたる場合は、前営業日に振り込む。ただし、振込下限額については会社が定めるものとする。
4 振込手数料は出品者が負担するものとする。

(価格の設定)

第7条 販売価格の設定は次のとおりとする。
2 出品者は、販売価格を自由に設定できるものとする。
3 価格表示は、消費税込みとする。
4 価格設定に問題がある場合は、会社が出荷者と協議し対処するものとする。

(出品・陳列方法)

- 第8条 出品・陳列にあたっては次のとおりとする。
- 2 搬入時間は営業時間内とする。また出品物の変更等も可とする。
 - 3 陳列スペースは約40cm×40cmとする。
 - 4 出品物の陳列場所は会社の社員の決定に従うものとする。
 - 5 出品登録後抽選にて決定となる。別紙1と別紙2を提出すること。

(販売期間)

第11条 販売期間は2か月とする。ただし申込みは何度もすることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項のほか、施設の運営に関し必要な事は、会社と出品者の協議により定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年9月25日から施工する。